
QA28 「避難指示解除準備区域」とは何ですか

年間積算線量 20 ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域です。区域の運用については、次のように定められています。

- ・ 主要道路における通過交通、住民の一時帰宅（ただし、宿泊は禁止）、公益目的の立入などを柔軟に認める。
- ・ ア）製造業等の事業再開（病院、福祉施設、店舗等居住者を対象とした事業については再開の準備に限る）、イ）営農の再開※、ウ）これらに付随する保守修繕、運送業務などを柔軟に認める。
- ・ 一時的な立入の際には、スクリーニングや線量管理など放射線リスクに由来する防護措置を原則不要とする。

※：稲の作付け制限及び除染の状況を踏まえて対応

出典：経済産業省ウェブサイト「警戒区域、避難指示区域等の見直しについて」新たな避難指示区域に係る活動上の留意点について、より作成

更新日：2014 年 2 月 2 日